#### 最近の主な実態調査,検討会,ガイドライン等



資料 2

#### 実 態 調

● デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書(R3.2)

- スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書(R2.11)
- コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書(R2.9)
- 共通ポイントサービスに関する取引実態調査報告書(R2.6)
- 家計簿サービス等に関する実態調査報告書及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書(R2.4)
- **飲食店ポータルサイト**に関する取引実態調査報告書(R2.3)
- デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書(オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引) (R1.10)
- 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書(R1.6)
- 携帯電話市場に関する実態調査(H30.6), 同フォローアップ調査(継続中)

検討会等

ガ

ラ

● 携帯電話分野に関する意見交換会(R3.2~)

- データ市場に係る競争政策に関する検討会(R2.11~)
- デジタル市場における競争政策に関する研究会(R2.7~)(現在の研究テーマ:アルゴリズム/AI)
- 業務提携に関する検討会(R1.7報告書公表)
- 人材と競争政策に関する検討会(H30.2報告書公表)
- **データ**と競争政策に関する検討会(H29.6報告書公表)
- 適正な**ガス取引**についての指針(R3.2最終改定)
- **フランチャイズ・システム**に関する独占禁止法上の考え方について(改正案) (R3.1)
- **フリーランス**として安心して働ける環境を整備するためのガイドライン (案) (R2.12)
- **スタートアップ**との事業連携に係る指針(案) (R2.12)
- **電気通信事業分野**における競争の促進に関する指針(R2.12最終改定)
- 適正な**電力取引**についての指針(R2.10最終改定)
- デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する**消費者との取引における優越的地位の濫用**に関する独占禁止法上の考え方(R1.12)
- ●「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」(デジタル分野の企業結合案件に的確に対応 するためR1.12最終改定)
- スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方(R1.6)

1

## 最近の主な実態調査のポイント



実態調査報告書	ポイント(概要,提言内容等)
<u>デジタル広告</u> 分野の取引実態に関する 最終報告書(R3.2)	<ul> <li>● 個人情報等の様々なデータを集積・利用したデジタル広告事業がデジタル・プラットフォーム事業者の収益源として大きな存在となっていること等を踏まえ、デジタル広告分野の取引実態調査を実施。</li> <li>● デジタル広告分野における独占禁止法違反行為の未然防止や関係者による公正かつ自由な競争環境の確保に向けた取組を促進するため、事業者間取引、対消費者取引、媒体社間競争の観点から、独占禁止法又は競争政策上の考え方を公表。</li> </ul>
<u>スタートアップ</u> の取引慣行に関する実 態調査報告書(R2.11)	<ul> <li>スタートアップは、我が国経済の生産性向上に大きく貢献する可能性を持っていること等から、スタートアップと連携事業者との取引・契約、スタートアップと出資者との取引・契約等について調査を実施。</li> <li>連携事業者や出資者が、スタートアップに対して営業秘密の開示を要請すること、スタートアップに対して無償作業の要請をすること、取引先を制限することは独占禁止法上問題となるおそれがあることなどを提言。</li> </ul>
<u>コンビニエンスストア</u> 本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書(R2.9)	<ul> <li>● 24時間営業の問題等, これまでのコンビニ本部と加盟店の在り方を見直す動きが生じたことなどを踏まえ, 大手チェーンの全加盟店約5万7千店に対して過去最大のアンケート調査等を実施。</li> <li>● 24時間営業やドミナント出店等の問題点に対する独占禁止法上の考え方を明確化。</li> <li>● 調査結果を踏まえ, 本部に対して自主点検・改善を要請。</li> <li>● 報告書を周知するとともに, フランチャイズ・ガイドラインを改正(今春公表予定)。</li> </ul>
<u>共通ポイントサービス</u> に関する取引実 態調査報告書(R2.6)	<ul> <li>● 消費者と加盟店をつなぐデジタル・プラットフォームとして機能し国民生活に影響を与えている 共通ポイントサービスの取引について調査を実施。</li> <li>● 共通ポイントサービスの運営事業者が加盟店契約を結ぶ小売店事業者に対して、他の共通ポイントサービスの導入を制限させるなどの場合や、共通ポイントサービスの運営事業者が消費者等の 意思に反して、不当にデータを収集・活用する場合は独占禁止法上問題となるおそれがあること などを提言。</li> </ul>

# 最近の主な実態調査のポイント



実態調査報告書	ポイント(概要,提言内容等)
<b>家計簿サービス</b> 等に関する実態調査報告書及びQRコード等を用いた <b>キャッ</b> <b>シュレス決済</b> に関する実態調査報告書 (R2.4)	<ul> <li>● 近年フィンテックを活用する事業者の参入がみられる2分野について、競争政策上の課題を把握するために調査を実施。</li> <li>● 各分野において独占禁止法上問題となるおそれのある行為を示すとともに、以下のとおり競争政策上の考え方を公表。</li> <li>【家計簿サービス】         <ul> <li>・今後とも、銀行が保有する預金口座等の情報へのアクセスが適切に確保されることが必要。・銀行によるAPI接続のためのシステムの調達に十分な競争性が確保されることが望ましい。</li> </ul> </li> <li>【キャッシュレス決裁】         <ul> <li>・銀行口座からのチャージに不可欠な決済インフラの利用料金については、当事者間の交渉を通じて適切に設定されることが望ましい。</li> <li>・銀行間手数料の水準が40年以上維持されている現状の是正が必要。</li> <li>・全銀システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討が行われることが望ましい。</li> <li>・全銀ネットのガバナンスの強化・取引コストの透明性の確保が行われることが望ましい。</li> <li>・資金移動業者のアカウントへの賃金支払の解禁は競争に好ましい影響。</li> </ul> </li> </ul>
飲食店ポータルサイト 態調査報告書(R2.3)	<ul> <li>● 消費者と飲食店とをつなぐプラットフォームとして、我々の社会生活に強い影響を持ち、その影響力が拡大している飲食店ポータルサイトをめぐる取引について調査を実施。</li> <li>● 飲食店ポータルサイトが飲食店との間の取引・契約において、加盟店契約における一方的な契約変更をすること、検索結果の表示順位・評点等の店舗情報の恣意的なルールの設定や運用をすること、飲食店情報の掲載や口コミ情報の修正等における差別的な取扱いをすること、飲食店の予約管理システムの利用を制限することが独占禁止法上問題となるおそれがあることなどを提言。</li> </ul>
デジタル・プラットフォーマーの取引 慣行等に関する実態調査報告書( <u>オン</u> <u>ラインモール・アプリストア</u> における 事業者間取引)(R1.10)	● 「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」(平成30年12月経産省・公取委・総務省公表)において、「透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める」とされていることも踏まえ、特に問題点の指摘が多いオンラインモール及びアプリストアにおける取引について実態調査を実施。 ● オンラインモール又はアプリストア運営事業者による取引先に不利益を与え得る行為、競合事業者を排除し得る行為、取引先の事業活動を制限し得る行為などについて、独占禁止法又は競争政策上の考え方を公表。

## 最近の主な実態調査のポイント



実態調査報告書	ポイント(概要,提言内容等)
製造業者のノウハウ・知的財産権 象とした優越的地位の濫用行為等に関 する実態調査報告書(R1.6)	<ul> <li>競争力の源泉として知的財産権の重要性が高まる中、優越的地位にある事業者が製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げているとの指摘を踏まえ、製造業者3万社への書面調査等を実施。</li> <li>ノウハウ開示の強要、名ばかりの共同研究、特許出願への干渉、知的財産権の無償譲渡の強要等、多数の問題事例が判明。</li> <li>経済産業省、特許庁と連携し、製造業全体に参考事例集を含めた調査結果を周知。</li> </ul>
携帯電話市場に関する実態調査 (H30.6),同フォローアップ調査(継 続中)	」 : ハ ) / :同分 • (由 :)   -   /田/::) : F   F   F   F   F   F   F   F   F   F

## 最近の主な検討会等のポイント



検討会等	ポイント(概要,提言内容等)	
<u>携帯電話分野</u> に関する意見交換会 (R3.2~)	● 携帯電話市場におけるフォローアップ調査の一環として、有識者等から意見を聴取するため実施、 ●【第1回】 ・事務局から、平成30年度報告書の概要・現状・フォローアップ調査における論点例について説明 ・MNO3社から、平成30年度報告書公表以降の取組について説明。	
<u>データ市場</u> に係る競争政策に関する検 討会(R2.11〜)	<ul> <li>● データ市場に関する我が国の実情等を踏まえ、競争政策上の諸論点や課題について検討。</li> <li>● データの利活用やプラットフォームの構築等の仕組みを検討するに当たり競争政策の観点から重要なポイントは何か(例:集積されたデータへの自由かつ容易なアクセスの確保、データの帰属の明確化、データポータビリティ、インターオペラビリティの確保、政府等の後押し、競争法の執行の観点からの対策)、パーソナルデータの場合は産業データの場合と異なるかなどについて検討。</li> </ul>	
デジタル市場における競争政策に関する研究会(R2.7~)(現在の研究テーマ: <b>アルゴリズム/AI</b> )	● 近年の急速な技術の進展により変化の激しいデジタル市場において、公正かつ自由な競争を確保し、事業者の創意工夫を促すため、デジタル市場の取引実態や競争環境に即して、競争政策を有効かつ適切に推進していくことが重要。このような認識の下、デジタル市場における独占禁止法・競争政策上の諸論点や課題について研究を行うことを目的として、「デジタル市場における競争政策に関する研究会」を開催。	
<u>業務提携</u> に関する検討会(R1.7報告書 公表)	<ul><li>● 業務提携と企業結合の類似性、企業結合とは異なる業務提携特有の性質を踏まえた上で、業務提携に関する競争への影響評価枠組みを整理。</li><li>● また、近年活発に活用されつつあるデータの共同収集・利活用を目的又は事業活動の基盤とする業種横断的データ連携型業務提携に関する独占禁止法上の考え方を整理。</li></ul>	
<u>人材</u> と競争政策に関する検討会(H30.2 報告書公表)	<ul> <li>◆ 人材分野に関する独占禁止法上の考え方等を整理。</li> <li>◆ 発注者(使用者)の共同行為・単独行為に対する独占禁止法の適用について整理。</li> <li>◆ 人材分野に関する競争政策上望ましくない行為について整理。</li> <li>◆ 整理した考え方等を取りまとめた報告書を踏まえ、人材分野が独占禁止法の適用対象となり得ることについての周知活動や、同法上問題となり得る具体的行為や慣行について実態把握を実施。</li> </ul>	
<u>データ</u> と競争政策に関する検討会 (H29.6報告書公表)	<ul> <li>・パーソナル・データや産業データの収集及び利活用に関する独占禁止法の適用の在り方などを整理。</li> <li>● 具体的には、①データに関連する事業分野における関連市場についての考え方、②取引先企業からのデータの収集、プラットフォームを運営する事業者によるデータの収集、複数の事業者による共同でのデータの収集についての独占禁止法上の考え方、③単独の事業者によるアクセス拒絶や共同行為によるアクセス拒絶といったデータの囲い込みについての独占禁止法の考え方等を整理。</li> </ul>	

# 最近の主なガイドラインのポイント



ガイドライン	ポイント(概要,提言内容等)
適正な <b>ガス取引</b> についての指針(R3.2最 終改定)	<ul> <li>● ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為等について明記。</li> <li>● 令和3年2月、「小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書について」や「大阪瓦斯株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」等の内容を踏まえ、本指針を改定。</li> </ul>
<u>フランチャイズ・システム</u> に関する独占禁止 法 上 の 考 え 方 に つ い て ( 改 正 案 ) (R3.1)	● 「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」(令和2年9月公表)で明らかになった①募集時の説明と実際の収益の差異,②仕入数量の強制,③年中無休,24時間営業,④ドミナント出店,⑤見切り販売に関する問題点について,独占禁止法違反行為の未然防止の観点から,独占禁止法上の考え方等を明確化。 ● 1月29日に改正案を公表するとともに,3月1日まで意見募集を実施し,成案を今春公表予定。
<b>フリーランス</b> として安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(案)(R2.12)	● 「成長戦略実行計画」(令和2年7月17日)を踏まえ、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、 労働関係法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインに ついて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省と連名で令和2年12月にガイドライン 案を作成、公表するとともに本年1月25日まで意見公募を実施し、令和3年3月中に成案を公表予 定。
<u>スタートアップ</u> との事業連携に係る指針 (案)(R2.12)	<ul> <li>スタートアップと連携事業者との取引・契約上の独占禁止法上の考え方や問題となり得る事例に加え、これらの具体的改善の方向として問題の背景及び解決の方向性を提示。</li> <li>スタートアップと連携事業者による公平で継続的な関係を基礎としたオープンイノベーション促進に加え、スタートアップにとって契約や交渉に係るスキルの向上が期待される。</li> <li>経済産業省と連名で令和2年12月に指針案を作成、公表するとともに本年1月25日まで意見公募を実施し、令和3年3月中に成案を公表予定。</li> </ul>
<b>電気通信事業分野</b> における競争の促進に 関する指針(R2.12最終改定)	● 電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から、独占禁止法及 び電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方及び問題となる行為等について明記。

## 最近の主なガイドラインのポイント



ガイドライン	ポイント(概要,提言内容等)
適正な <b>電力取引</b> についての指針(R2.10 最終改定)	● 電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行 為等について明記。
デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する <b>消費者との取引における優越</b> 的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(R1.12)	
「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」(R1.12最終改定)	<ul> <li>平成16年に、企業結合審査における独占禁止法の適用の考え方を示すものとして「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(企業結合ガイドライン)を策定。</li> <li>平成23年には、企業結合計画に係る審査の手続を明らかにするものとして「企業結合審査の手続に関する対応方針」(企業結合手続対応方針)を策定。</li> <li>デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきていること等から、成長戦略実行計画(令和元年閣議決定)等を踏まえ、令和元年12月にこれらを改定。</li> </ul>
<b>スポーツ事業分野</b> における移籍制限ルール に関する独占禁止法上の考え方(R1.6)	<ul> <li>● スポーツ統括団体が移籍制限ルールを定めている事例が認められたため、移籍制限ルールの実態 把握を実施。</li> <li>● 考え方を取りまとめて公表し、各スポーツ統括団体等において、自主的な見直しや必要に応じた 改定といった取組を期待。</li> </ul>